

労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定

株式会社サンライフ（以下「甲」という。）と株式会社サンライフの労働者代表は（以下「乙」という。）は、労働者派遣法第30条の4第1項の規定に関し、次のとおり協定する。

（対象となる派遣労働者の範囲）

第1条 本協定は、派遣先で一般事務、フォークリフトの運転及び軽作業の業務に従事する従業員（以下「対象従業員」という。）に適用する。

- 2 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。
- 3 甲は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

（賃金の構成）

第2条 対象従業員の賃金は、基本給、賞与、時間外労働手当、深夜・休日労働手当、通勤手当及び退職手当とする。

（賃金の決定方法）

第3条 対象従業員の基本給及び賞与の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表1の「2」のとおりとする。

- （一）比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、令和元年7月8日職発0708第2号「令和2年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について」（以下「通達」という。）に定める「職業安定業務統計【別添2】」（厚生労働省）の「25 一般事務員」、「684 フォークリフト運転作業員」及び「782 軽作業員」とする。
- （二）通勤手当については、基本給及び賞与とは分離し実費支給とし、第6条のとおりとする。

- (三) 地域調整については、埼玉県、神奈川県、千葉県、東京都の就業地で派遣就業を行うことから、通達別添3に定める埼玉、神奈川、千葉、東京の指数を使うものとする。

第4条 対象従業員の基本給及び賞与は、次の各号に掲げる条件を満たした別表2のとおりとする。

- (1) 別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること
(2) 別表2の各等級の職務と別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は次のとおりとすること
Aランク：3～5年
Bランク：1～3年
Cランク：0～1年

2 甲は、第9条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、基本給額の1～3%の範囲で能力手当を支払うこととする。

また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するものとする。

第5条 対象従業員の時間外労働手当、深夜・休日労働手当は、社員就業規則第15条に準じて、法律の定めに従って支給する。

第6条 対象従業員の通勤手当は、通勤に要する実費に相当する額を支給する。

第7条 対象従業員の退職手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表3のとおりとする。

- (一) 退職手当の受給に必要な最低勤続年数：
通達に定める「平成30年中小企業の賃金・退職金事情」（東京都）の「退職一時金受給のための最低勤続年数」において、最も回答割合の高かったもの（自己都合退職及び会社都合退職のいずれも3年）

- (二) 退職時の勤続年数ごと（3年、5年、10年）の支給月数：

「平成 30 年中小企業の賃金・退職金事情」の大学卒の場合の支給率（月数）に、同調査において退職手当制度があると回答した企業の割合をかけた数値として通達に定めるもの

第 8 条 対象従業員の退職手当は、次の各号に掲げる条件を満たした別表 4 のとおりとする。ただし、退職手当制度を開始した令和 2 年以前の勤続年数の取扱いについては、労使で協議して別途定める。

- (一) 別表 3 に示したものと比べて、退職手当の受給に必要な最低勤続年数が同年数以下であること
- (二) 別表 3 に示したものと比べて、退職時の勤続年数ごとの退職手当の支給月数が同月数以上であること

（賃金の決定に当たっての評価）

第 9 条 賞与の決定は、半期ごとに行う勤務評価を活用する。ただし、勤務評価の方法は甲の評価だけでなく派遣先での評価も交えて、別表 2 のとおり、基本給額に一律で上乗せして賞与額を決定する。

（賃金以外の待遇）

第 10 条 教育訓練（次条に定めるものを除く。）、福利厚生その他の賃金以外の待遇については正社員と同一とし、社員就業規則第 2 1 条から第 2 3 条までの規定を準用する。

（教育訓練）

第 11 条 労働者派遣法第 30 条の 2 に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「キャリアアップ研修マニュアル」に従って、着実に実施する。

（その他）

第 12 条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

（有効期間）

第 13 条 本協定の有効期間は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日までの 1 年間とする。ただし、本契約の期間満了の 1 か月前までに甲乙何れからも契約変更の意思表示のない限り、本契約は 1 年間延長され、以降も同様とする。